

大阪市東淀川区役所青色防犯パトロール用自動車搭載  
ドライブレコーダー設置及び管理運用規程

1 目的

この規程は、大阪市東淀川区役所青色防犯パトロール用自動車(以下、「青色防犯パトロール用自動車」という。)に搭載されるドライブレコーダーについて、青色防犯パトロール用自動車運行中における諸事案発生時の確認資料とすることと併せ、当該映像データの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置及び管理運用について定める。

2 設置等

(1)設置場所

青色防犯パトロール用自動車フロントガラス上部

(2)設置台数

ドライブレコーダー 一式 2台

(3)設置表示

青色防犯パトロール用自動車の見やすい位置に、「ドライブレコーダー搭載」と記載したプレート等を掲示する。

3 管理責任者等

(1)管理責任者

大阪市東淀川区役所安全安心企画担当課長

(2)取扱担当者

管理責任者が指名する大阪市東淀川区役所安全まちづくり担当職員

4 運用

ドライブレコーダーの操作及び映像データの取扱いは、管理責任者及び取扱担当者のみ行うことができる。

5 映像データの取扱い

(1)映像データは、撮影時のまま保管し、加工はしない。

(2)映像データを記録した媒体は、ドライブレコーダー内に保管する。

6 映像データの利用制限

(1)映像データの利用は、交通事故発生時の確認又は管理上必要な場合のみとし、他の目的のために利用してはならない。

(2)映像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供しない。

ア 裁判所等から法令等に基づく請求があった場合

イ 捜査機関等から犯罪捜査の目的により照会を受けた場合（ただし、捜査機関等が

映像データの提出を求める場合は、原則として文書によるものとする。)ウ 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつ止むを得ない場合

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。